

投稿原稿査読の手引き

情報メディア学会編集委員会

このたびはお忙しい中、情報メディア学会学会誌『情報メディア研究』への投稿原稿（以下、原稿と略す）の査読をお引き受け下さいまして、誠にありがとうございます。この文書は査読をして頂く際の手引きとして作ったものです。参考にいただければ幸いです。

1. 原稿査読に対する基本的な考え方と査読者へのお願い

学会誌の発行は2つの意味を持ちます。

- (1) 会員や情報メディア研究の動向に興味を持つ読者に有用な情報を提供する。
- (2) 会員に研究発表の場を提供する。

(2)の意味からすれば、すべての投稿論文を掲載するのがよいかもしれませんが、(1)の意味からすれば、何でも掲載するというわけにはいきません。したがって、この2つのバランスをとるために査読を実施し、その結果によって編集委員会が採否を決めます。その手順については3をご覧ください。

投稿者の名前と所属は査読者に原則として伏せることに致します。これは査読が先入観無しに公平に行われることを象徴的に示すためです。投稿者が高名であるか否かに依らず、内容に依り評価することによって、無名の新人にも発表の機会を与え、その結果、この学問分野の将来の発展にも資することができると思います。

査読は基本的に**加点方式**で行って下さい。具体的には査読報告書に記載の説明をご覧ください。なお、査読者が論文の内容と価値について全ての責任を負うことには無理があり、論文の内容の最終責任は著者が負うべきであって、その価値は読者が見出すものであると考えます。

ご多用中恐縮ですが、読者に対するサービス、著者に対するサービスのいずれの観点からも、**1ヶ月以内**の迅速な査読をお願い申し上げます。また、著者への照会は1回に止めて下さい。これは査読者と投稿者の間で過度の討論に陥ることを避けるためです。見解の相違が残る場合には、査読者という立場を離れて誌上討論等で問題を提起して頂けますようお願い致します。

2. 原稿の種類

原稿の種類は次に示すとおりです。

- ・論文
- ・研究ノート
- ・解説・資料

3. 査読の手順

論文または研究ノートの場合は、次に示す手順で編集委員会が採否を決定し、編集委員長名で投稿者に通知します。

- 1) 編集委員会が担当編集委員（メタレビュアー）と査読者2名を選任し、査読者に査読を依頼する。メタレビュアーと査読者は投稿者には匿名とする。また、投稿者名は査読者には原則として伏せる。
- 2) 査読者は論文を査読し、結果と意見を所定の査読報告書に記入して、メタレビュアーに報告する。
- 3) メタレビュアーは査読報告を受けて、編集委員会の了解の下で採否を決定し、理由を付して編集委員長に報告する。それを編集委員長が投稿者に通知する。
 - ・ 査読者の意見がともに「採録」の場合は「採録」とする。
 - ・ 査読者の意見がともに「不採録」の場合は「不採録」とする。
 - ・ 査読者2名の意見が「採録」と「不採録」とに分かれた場合は、編集委員会の了解の下でメタレビュアーが採否を決定する。
 - ・ 査読者の意見が「条件付採録」の場合は、メタレビュアーが査読結果を基に採録の条件を書き、原稿と共に編集委員長を介して投稿者に戻し、回答と修正を求める。投稿者からの修正稿については、メタレビュアーは必要に応じて一回に限り査読者に再査読を依頼することができる。再査読を行わない場合、修正稿が採録の条件を満たすものになったとメタレビュアーが判断すれば「採録」、そうでなければ「不採録」とする。なお、「論文」としての採録が難しいと判断された場合には、編集委員会の了解の下、編集委員長を通じて投稿者に種別の変更を提案し、投稿者の同意を得た上で種別を「研究ノート」または「解説・資料」に変更して「採録」とすることも可能とする。

4. 二重投稿の禁止と既発表論文の定義について

新規性の判定の際に、既発表論文とは何か、二重投稿として禁止対象にするのは何かが問題になるため、以下に本学会の方針を述べます。

投稿原稿と同一内容のものが、同一著者あるいはその中の少なくとも1名を含む著者によって他の学術論文誌に掲載されている場合はこれを既発表と見なし、また投稿中の場合は二重投稿と見なし、共に採録対象外とします。ここで学術論文誌とは学会の発行する審査を伴う論文誌をさします。

ただし、以下の出版物で公開された内容については、投稿論文の著者または本学会が著作権を保有している限り、途中経過報告と見なし、既発表論文とは見なしません。

- (1) 国内外の書籍、雑誌、新聞および官公庁、学校、会社などの機関紙
- (2) 国際会議の論文集、本学会や他学会の大会・研究会等の予稿集
- (3) 大学・研究所等の紀要
- (4) レクチャーノート
- (5) 特許公開あるいは公告公報

なお、このことは同一あるいは同一グループの著者によるものであり、他人のものであれば学術論文誌以外のものであっても、当然ながら、既に発表されたものは既発表とみなします。

以上、何卒宜しくお願い申し上げます。